

職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告

令和 7 年 1 0 月

宮 城 県 人 事 委 員 会



宮 人 委 第 1 7 2 号
令 和 7 年 1 0 月 2 日

宮城県議会議長 高 橋 伸 二 殿
宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩 殿

宮 城 県 人 事 委 員 会
委 員 長 西 條 力

職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告について

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条、第14条及び第26条の規定により、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。